

○広島大学学章使用細則

(平成 25 年 9 月 27 日理事(社会産学連携・広報・情報担当)決裁)

改正 平成 26 年 9 月 16 日 一部改正

広島大学学章使用細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学章規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 131 号。以下「規則」という。)第 4 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学章の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる場合)

第 2 条 学章を使用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 学位記、諸証明書、学生証、職員証その他本学が特定の個人又は団体に発行するものに使用する場合
- (2) 広大オフィシャルグッズ(本学の広報に資する物として、広島大学広報企画戦略会議の議を経て学長が認定したものをいう。)に使用する場合
- (3) 本学(本学の職員又は学生で構成する団体及び本学同窓会を含む。)が行う各種活動の配布物及び出版物等に使用する場合
- (4) 本学の研究活動の成果を社会に発信する場合で、理事(社会産学連携・広報・情報担当)が認めたとき。

2 前項第 3 号及び第 4 号の場合において学章を使用する者は、本学の尊厳と品位を損なわないよう配慮しなければならない。

(使用する形状等)

第 3 条 学章を使用する場合の形状等は、原則として、規則第 2 条及び第 3 条の規定のとおりとする。

(雑則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、学章の使用に関し必要な事項は、理事(社会産学連携・広報・情報担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 16 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 9 月 16 日から施行し、この細則による改正後の広島大学学章使用細則の規定は、平成 26 年 5 月 7 日から適用する。